

江川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権（以下「内共第5号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共第5号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	手釣、竿釣、投網、たも網（にごりかき）、手先網、うなわへら、おがらぎり、やな、刺網、建網、手掛網、丈高網、待ち網	組合員であること。
こい漁業	手釣、竿釣、延縄、建網、刺網、投網、建引網	組合員であること。
すずき漁業	手釣、竿釣、瀬網、延縄	組合員であること。
うなぎ漁業	手釣、竿釣、うなぎ箱、うなぎ籠、延縄、ほこずき	組合員であること。
うぐい漁業	手釣、竿釣、延縄、投網、建網、刺網、手掛網	組合員であること。
おいかわ（はえ）漁業	手釣、竿釣、投網、建網、刺網	組合員であること。
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）漁業	手釣、竿釣	組合員であること。
ごぎ（いわなを含む。）漁業	手釣、竿釣	組合員であること。
もくずがに漁業	手釣、竿釣、網せん、かに籠	組合員であること。

- 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。
- 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、イ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数又は規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域内及びオ欄に掲げる期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 操業期間
あゆ漁業	手釣、竿釣		江の川本流及び各支流	組合の定める日から12月31日まで
			濁川断魚溪上流	7月10日から12月31日まで
	投網 たも網(にごりかき) 手先網 待ち網	網目全て3cm(11節)以上	美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流と浜原ダム堰堤上流200m上流の本流	組合の定める日から12月31日まで
			江の川各支流	組合の定める日から12月31日まで
			江の川支流沢谷川河口右岸突端下流50mのところから美郷町明塚発電所放水口上流200mの間	6月15日から12月31日まで
	刺網 建網 手掛網	浮子方の長さ30m以下 網目3.3cm(10節)以上 刺網、建網、手掛網は浮子方の長さ30m以下 網目全て3.3cm(10節)以上 漁船を使用しないこと	江の川支流沢谷川河口右岸突端下流50mのところから美郷町明塚発電所放水口上流200mの間	7月1日から10月20日まで
			濁川断魚溪下流八戸川第一発電所放水口下流出羽川	8月7日から12月31日まで
			八戸川第一発電所放水口上流	9月10日から12月31日まで
	刺網 建網 手掛網 丈高網	刺網、建網、手掛網、丈高網は浮子方の長さ75m以下 網目全て3.3cm(10節)以上	美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流と浜原ダム堰堤上流200mより上流の本流	組合の定める日から12月31日まで
	うなわへら		美郷町明塚発電	8月1日から

			所放水口下流300mより下流の本流と浜原ダム堰堤上流200mより上流の本流(川越島ヶ瀬より下流は除く。)	9月15日まで
おがらぎり	刺網、建網、手掛網の浮子方の総延長は75mまで 網目全て3.3cm(10節)以上 脅し縄2本まで		美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流(川越和田の瀬より下流は除く。)	8月1日から 10月20日まで
			浜原ダム堰堤上流200mより上流の本流	8月1日から 10月31日まで
			江の川本流及び各支流	8月1日から 10月31日まで
こい漁業	手釣、竿釣		江の川本流及び各支流	1月1日から 12月31日まで
	投網	網目4.3cm(8節)以上		
	延縄	縄の長さ本流100m以下、支流20m以下		
	建網 刺網	浮子方の長さ75m以下 網目7.5cm(5節)以上	美郷町明塚発電所放水口下流300mより下流の本流と浜原ダム堰堤上流200mより上流の本流	1月1日から 12月31日まで
		浮子方の長さ30m以下 網目7.5cm(5節)以上 支流では漁船を使用しないこと。	本流は江の川支流沢谷川河口右岸突端下流50mのところから美郷町明塚発電所放水口上流200mの間 支流は出羽川、濁川、八戸川	1月1日から 12月31日まで
	建引網	浮子方の長さ75m以下 網目7.5cm(5	江の川漁業協同組合との入合地帯に限る。	6月1日から 12月31日まで

		節) 以上		
すずき漁業	手釣、竿釣		江の川本流	1月1日から 12月31日まで
	延縄	縄の長さ100m以下		
	瀬網	網の長さは河川 流幅の4分の3 以下	美郷町明塚発電 所放水口下流300 mより下流の本 流	8月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業	手釣、竿釣		江の川本流及び 各支流	1月1日から 12月31日まで
	延縄	縄の長さ本流100 m以下、支流20m 以下		
	うなぎ箱	1人6個まで		
	うなぎ籠	1人6個まで		
	ほこずき			
うぐい漁業	手釣、竿釣		江の川本流及び 各支流	1月1日から 12月31日まで
	投網	網目4.3cm(8 節) 以上		
	延縄	縄の長さ本流100 m以下、支流20m 以下		
	刺網 建網 手掛網	浮子方の長さ 30 m以下 網目7.5cm(5 節) 以上 支流では漁船を 使用しないこと。	本流は江の川支 流沢谷川河口右 岸突端下流 50m のところから美 郷町明塚発電所 放水口上流200m の間 支流は出羽川、濁 川、八戸川	1月1日から 12月31日まで
	刺網 建網 手掛網	浮子方の長さ 75 m以下 網目7.5cm(5 節) 以上	美郷町明塚発電 所放水口下流300 mより下流の本 流と浜原ダム堰 堤上流200mより 上流の本流	1月1日から 12月31日まで
おいかわ (はえ) 漁業	手釣、竿釣		江の川本流及び 各支流	1月1日から 12月31日まで
	投網	網目3cm(11	江の川本流及び	8月1日から

		節) 以上	各支流	翌年 2 月末日まで
建網 刺網		浮子方の長さ 30 m以下 網目 3.3 c m (10 節) 以上	江の川支流沢谷 川河口右岸突端 下流 50mのところから美郷町明 塚発電所放水口 上流 200mの間	7月 1 日から 翌年 2 月末日まで
		浮子方の長さ 30 m以下 網目 3.3 c m (10 節) 以上 漁船を使用しないこと。	濁川断魚溪下流 八戸川第一発電 所放水口下流 出羽川	8月 7 日から 翌年 2 月末日まで
		浮子方の長さ 75 m以下 網目 3.3 c m (10 節) 以上	美郷町明塚発電 所放水口下流300 mより下流の本 流と浜原ダム堰 堤上流200mより 上流の本流	組合の定める日 から翌年 2 月末 日まで
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。) 漁業	手釣、竿釣		江の川本流及び各支流	3月 1 日から 8月 31 日まで
ごぎ(いわなを含む。) 漁業	手釣、竿釣		江の川本流及び各支流(ただし、支流亀谷川を除く。)	3月 1 日から 8月 31 日まで
もくずがに漁業	手釣、竿釣 網せん かに籠		江の川本流	8月 1 日から 11月 20 日まで

- 2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は当該漁業に係る漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。
- 3 理事が第 1 項ただし書の制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、親魚保護のため、あゆ漁業に限り 10 月 25 日から 12 月 10 日までの間を禁漁とする。
- 5 **理事は、あゆの親魚保護のために第 1 項ただし書の制限をしようとする場合は、島根県の関係機関と調整の上、制限の内容を指定することとする。**
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、もくずがに漁業については、産卵保護のため、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を 10 月 20 日から 11 月 20 日までの間、禁漁とする。
- 7 第 1 項表中に定める江の川本流と各支流との境界は、河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の両岸の突端を境界とする。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共第5号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(勘案事項)

第6条 理事は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- 一 その者の当該漁業に対する生活依存度
- 二 その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- 三 その者の当該漁業の経営能力

(体長等の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

名称	大きさ
もくずがに	甲羅幅7cm以下

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第8条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年5月末までに、組合に報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第9条 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第5号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

種別	漁業の名称	漁業の方法	単位	行使料の額
第1種漁業	あゆ漁業、こい漁業、うぐい漁業、おいかわ(はえ)漁業	手掛網、刺網、建網(浮子の長さ75m以下)	年間	26,000円
第2種漁業	あゆ漁業、こい漁業、うぐい漁業、おいかわ(はえ)漁業	手掛網、刺網、建網(浮子の長さ30m以下)	年間	14,000円
第3種漁業	あゆ漁業、こい漁業、うぐい漁業、おいかわ(はえ)漁業、すずき漁業、うなぎ漁業、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)漁業、ごぎ(いわなを含む。)漁業、もくずがに漁業	投網、たも網(にごりかき)、手先網、待ち網、竿釣、手釣、延縄、うなぎ籠、うなぎ箱、ほこずき	年間	6,000円

第4種漁業	こい漁業、うぐい漁業、 おいかわ（はえ）漁業、 すずき漁業、うなぎ漁 業、やまめ（あまご並び に降海型やまめ及びあ まごを含む。）漁業、ご ぎ（いわなを含む。）漁 業、もくずがに漁業	手釣、竿釣	年間	4,000円
漁船使用	全ての漁業	無動力漁船	年間	1,000円
	全ての漁業	動力漁船	年間	2,000円
組合許可漁業	こい漁業	鯉建引網	年間	12,000円
	あゆ漁業	丈高網	年間	20,000円
	すずき漁業	瀬網	年間	6,000円
	あゆ漁業	おがらぎり	年間	6,000円
	あゆ漁業	うなわへら	年間	6,000円
	あゆ漁業	本流のやな	年間	25,000円
	あゆ漁業	支流のやな	年間	15,000円
	あゆ漁業	支流の投網	年間	500円
	もくずがに漁業	かに籠1個に限る。	年間	2,000円
	もくずがに漁業	かに籠4個に限る。	年間	8,000円
	もくずがに漁業	かに網せん1統に限る。	年間	25,000円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会又は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第10条 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づき行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に内共第5号の行使をさせないことができる。

2 内共第5号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は理事が定めることができる。

附 則

この規則は、認可日から施行する。